

# EV応援プランB/C

---

2020年9月1日実施

株式会社 東急パワーサプライ

## EV応援プランB/C目次

### 料金その他の供給条件の内容

1. 目的
2. 需給約款の適用
3. 本約款の変更
4. 定義
5. 申込み
6. 申込みの承諾
7. 料金
8. 適用範囲等
9. 電気自動車等の確認
10. 契約種別の変更

### 別表 EV応援プランB/C料金表

## 料金その他の供給条件の内容

### EV応援プランB/C

#### 1. 目的

このEV応援プラン約款（以下、「本約款」といいます。）は、当社が提供する電気自動車使用者向け契約種別「EV応援プランB/C」の料金その他の供給条件の内容を規定することを目的とします。

#### 2. 需給約款の適用

本約款に定めのない事項については、電気需給約款【低圧】（以下、「需給約款」といいます。）が適用されます。また、本約款と需給約款の条項が抵触または矛盾する場合、本約款の規定が優先して適用されます。

#### 3. 本約款の変更

- (1) 当社は、民法第 548 条の 4 の規定にもとづき、本約款を変更することがあります。変更後の本約款の実施期日以後のEV応援プランB/Cの内容は、変更後の本約款によります。
- (2) 当社が本約款を変更する場合は、需給約款の変更に準じて行います。
- (3) 当社が需給約款を変更した場合、2. によって準用される供給条件等についても変更後の需給約款によります。
- (4) 当社は、EV応援プランB/Cの全部又は一部をお客さまの承諾なく終了する場合があります。この場合、当社は、ホームページに掲載する等の方法により、一定の告知期間を設けて事前に周知するものとし、当該期間経過後にEV応援プランB/Cの全部又は一部を終了します。
- (5) 当社は、前項によってお客さままたは第三者に損害が生じた場合であっても、その理由の如何を問わず一切の責任を負わないものとします。ただし、故意または重過失による場合は、この限りではありません。

#### 4. 定義

次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。なお、特段の定めのない言葉は、当社の需給約款に準じて使用されるものといたします。

##### (1) 電気自動車等

電気自動車（搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車をいいます。ただし燃料電池自動車を除きます。）及びプラグインハイブリッド自動車（搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な検査済自動車をいいます。）をいいます。

##### (2) 昼間時間

午前 5 時から翌日の午前 1 時までの時間をいいます。

##### (3) 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

## 5. 申込み

(1) EV応援プランB/Cの適用をご希望されるお客さま（以下、「申込者」とします。）は、あらかじめ本約款と重要事項説明に同意の上で、次の事項等を明らかにして、所定の申込書等によって申し込みをしていただきます。

- イ 自動車登録番号または車両番号
- ロ 車種（車名）
- ハ 型式
- ニ 使用者情報
- ホ その他、所定の申込書に記載した事項

(2) 申込者は、次の条件のすべてを満たすことが必要です。

- イ 申込者自らまたは申込者と同一の家屋に居住している家族（以下、「同居家族」といいます。）が、申込者または同居家族の名義で電気自動車等を所有または使用していること
- ロ 電気自動車等の使用者（以下、自動車検査証における使用者をいいます。）が、EV応援プランB/Cを申し込むことについて同意していること
- ハ 当社のマイページサービスをご利用いただくことおよびそれによって使用量、料金等を閲覧することに同意していること

(3) EV応援プランB/Cの適用は、一つの電気自動車等に対して一つの電気需給契約とします。一つの電気自動車等に対して複数の電気需給契約を申し込むことはできません。

## 6. 申込みの承諾

(1) 当社は、申込者からの申込み内容を確認したうえで、その申込みを承諾するものとします。

(2) 当社は、以下のいずれかに該当する場合は、前項の申込みを承諾しません。また、適用開始後であっても、以下のいずれかに該当することが判明した場合は、10.に基づいて、契約種別を変更する場合があります。この場合、当社は、申込みを承諾しない旨等を通知します。

- イ 5. (2)に規定する条件を満たしていない場合
- ロ 本約款の違反等により、過去に当社による契約種別の変更を受けたことがある場合
- ハ 申込時に入力漏れ、誤記または虚偽の申告等があった場合
- ニ 他人または他人が所有する車両情報若しくは架空の情報を用いて申込みを行った場合
- ホ 電気自動車等の所有者若しくは使用者から本サービスの利用を拒否する旨の申し出があった場合
- へ 9. に定める資料を当社が定める期日までに正当な理由なく提出等しない場合
- ト その他、当社が不相当と判断した場合

## 7. 料金

(1) 料金は、基本料金、電力量料金、需給約款に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

(2) 基本料金は、別表の通りといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料

金は、半額といたします。

- (3) 電力量料金は、昼間時間、夜間時間ごとに使用電力量を算定し、それぞれに対して別表の単価を乗じたものといたします。

ただし、需給約款の別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合は、同(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、同(1)イによって算定された平均燃料価格が 44,200 円を上回る場合は、同(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

- (4) 日割計算その他の料金に関する取扱いは、需給約款の従量電灯 B または従量電灯 C の定めを準用いたします。

## 8. 適用範囲等

- (1) EV 応援プラン B/C は、電灯または小型機器を使用する電気需給契約であって次の範囲のものに適用いたします。

EV 応援プラン B	契約電流 40 アンペアから 60 アンペア
EV 応援プラン C	契約容量 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満

- (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数等は、需給約款の従量電灯 B または従量電灯 C の定めを準用いたします。

## 9. 電気自動車等の確認

- (1) 当社は、当社が必要であると判断した場合、当社に届け出た内容の確認を目的として、本人確認資料または対象車両に関する公的証明書類等に関する資料の提出等を求める場合があります。
- (2) 当社は、EV 応援プラン B/C の適用が通算して 5 年を経過するごとに、電気自動車等の所有または使用状況の確認をいたします。お客さまは、その確認事項の回答に協力いただきます。

## 10. 契約種別の変更

- (1) お客さまが電気自動車等を譲渡した場合等、5. (2) の条件を満たさなくなったときには、その旨を申告いただきます。その場合、当社は、適切な契約種別に変更いたします。
- (2) お客さまが電気需給契約の変更を希望される場合は、原則として当社所定の様式によって申し込みをしていただきます。
- (3) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合は、EV 応援プラン B/C の適用を終了し、従量電灯 B または従量電灯 C の適用に変更いたします。
- イ 5. (2) の条件を満たさなくなった場合のほか、6. (2) の各号に該当した場合
- ロ その他、当社が不相当と判断した場合
- (4) 当社は、3. (4) により EV 応援プラン B/C の提供が終了した場合、告知期間を経た後、適切な契約種別に変更させていただきます。

## 別表 EV応援プランB/C料金表

### 1. EV応援プランB

#### (1) 基本料金

契約電流 40 アンペア	1,089 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	1,320 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	1,551 円 00 銭

#### (2) 電力量料金

	昼間時間	夜間時間
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19 円 77 銭	20 円 26 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26 円 36 銭	
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28 円 95 銭	

### 2. EV応援プランC

#### (1) 基本料金

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	257 円 40 銭
---------------------	------------

#### (2) 電力量料金

EV応援プランBの電力量料金と同一とします。